

## 一般社団法人愛知県知的障害者福祉協会ホームページ広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人愛知県知的障害者福祉協会（以下「愛知県福祉協会」という。）が管理するホームページ（以下「愛知県福祉協会HP」という。）に広告を掲載するに際して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

### (広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告は、愛知県福祉協会HPに掲載するものとし、広告を掲載する位置及び枠数は、愛知県福祉協会が別に定める。

### (広告の範囲)

第4条 広告の範囲は、広告主が指定したリンク先に限らず、リンク先と関連が深いとみなしたリンク先のホームページの内容についても同様とする。

### (広告の種類、規格等)

第5条 広告について、次の各号に掲げる事項は、愛知県福祉協会が別に定める。

- (1) 広告の種類
- (2) 広告の規格
- (3) 広告の禁止表現

### (広告主の募集)

第6条 広告の募集は、原則として愛知県福祉協会HPを通じて告知するものとする。

### (広告主の選定)

第7条 広告掲載を希望する者から別紙1「バナー広告掲載申込書」の提出があった場合は、掲載の可否について、広報委員会で協議の上、役員会の承諾を得なければならない。

### (広告の掲載期間)

第8条 広告を掲載する期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。契約期間満了日の1か月前までに申し出がない場合は、同一条

件で1年間自動更新する。

- 2 初年度は、年度の途中から広告の掲載を開始することができる。広告を掲載する開始日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の1日とする。
- 3 広告を掲載する終了日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として3月31日とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、広告掲載開始日又は広告掲載終了日が次の各号に掲げる日にあたる場合は、直後の最初の平日とする。
  - (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 1月1日から3日まで及び12月29日から31日までの日（前号に掲げる日を除く。）

#### （広告の作成）

第9条 掲載する広告は、広告主が第4条及び第5条の規定に従い作成するものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告に関する経費は、広告主が負担するものとする。

#### （広告内容等の変更）

第10条 広告内容は、契約の期間内において、原則として変更できないものとする。

ただし、止むを得ない事情により変更する場合は、役員会の承認のあった場合に限り変更できるものとする。この場合においても、かかる費用はすべて広告主の負担とする。

#### （広告掲載の取消）

第11条 広報委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告の内容等が各種法令若しくはこの要領等に違反しているか、又はおそれがある、若しくは誤りがあると判断したとき。
- (2) その他、広告の掲載を継続することが適切でないと広報委員長が判断したとき。

#### （広告掲載の取下げ）

第12条 広告主は、広告の掲載を取り下げるときは、別紙2「バナー広告掲載中止届」により届け出るものとする。

(リンク先の変更)

第13条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、すみやかに届け出るものとする。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により愛知県福祉協会及び第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、愛知県福祉協会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。